

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 30 年 1 月 9 日

分任支出負担行為担当官
関東財務局東京財務事務所長 石村 幸三

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 工事名称 国有建物等解体撤去工事（杉並区本天沼二丁目）
- (2) 工事場所 東京都杉並区本天沼二丁目 857 番 27 外 2 筆
- (3) 工事内容 「国有建物等解体撤去工事仕様書」のとおりに
- (4) 工事期間 自 契約締結日 至 平成 30 年 3 月 16 日

2. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

次の各号の要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成 29・30 年度財務省関東地区競争参加資格審査において、業種区分が「建築一式工事」の「D」等級に格付けされており、責任をもって工事を完成することができる者。
- (4) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等当該地方支分部局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる者でないこと。
- (5) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む)であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づく更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において当局の競争参加資格の再認定を受けている者(再認定後の競争参加資格による。)であること。
- (8) 本入札の入札説明を受けた者であること。

- (9) 競争に参加するために必要な競争参加申込書を受領期限までに提出し、その審査に合格したものであること。
- (10) 現地説明に参加した者であること。

3. 契約条項等を示す場所

〒113-8553 東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島地方合同庁舎4階
東京財務事務所 第3統括国有財産管理官

4. 入札手続き等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付

- ① 場 所 上記3に同じ
- ② 期 間 平成30年1月9日(火)から平成30年1月24日(水)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝休日を除く)
- ③ 受付時間 9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分
- ④ 交付方法

原則として「電子データ」による。入札説明書等の交付を受ける者は交付場所へ別添「入札説明書等交付願」を郵送又は持参する。

なお、郵送により交付を受ける者は、簡易書留返信用封筒(当局が参加説明書等のデータを格納したCD-R(サイズ125mm×145mm、重量60グラム)を封入可能なサイズのものとし、当該CD-Rを封入し、返信するために必要な切手を貼付)を同封すること。

(2) 参加申込

- ① 場 所 上記3に同じ
- ② 期 間 平成30年1月9日(火)から平成30年1月24日(水)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝休日を除く)
- ③ 受付時間 9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分
- ④ 提出書類

競争参加申込書、等級決定通知書(写)、指名停止等に関する申出書、誓約書及び役員等名簿

(3) 競争参加資格の確認

競争参加資格がないと認めた場合は、平成30年1月29日(月)までに通知する。

(4) 現地案内

現地案内を実施するので下記9.に記載の問い合わせ先に必ず連絡すること。なお、現地案内を実施する日は平成30年1月25日(木)を予定している。

(5) 入札

- ① 日時 平成30年2月1日(木) 14時00分
- ② 場所 東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島地方合同庁舎5階A会議室
- (6) 開札 入札締切後ただちに、入札場所で開札する。

5. 入札価格及び落札者の決定

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるか否かを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を記載しないものとする)。

予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6. 入札の無効

- (1) 競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 内訳書の提出がない場合及び内容に不備があった場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

7. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

8. 契約書の作成

本契約締結に当たり契約書を作成するものとする。

9. 本件公告に関する問い合わせ先

東京財務事務所 第3統括国有財産管理官
電話番号 03-5842-7022 (ダイヤルイン)

別添

入札説明書等交付願

平成 30 年 1 月 9 日付入札公告「国有建物等解体撤去工事（杉並区本天沼二丁目）」について、
入札説明書及び対象不動産の資料を交付願います。

平成 年 月 日

所在地

商号又は名称

担当者名

電話番号